

つつじが丘自治連合会 代議員規定

(目 的)

第 1 条 つつじが丘自治連合会の総会における代議員について定めることにより、総会運営の簡素化を諮ると共に、開かれた総会審議を諮ることを目的とする。

(代議員の選出)

第 2 条 自治連合会総会における代議員は、各番町自治会より 5 名を選出する。ただし、選出方法については、番町自治会の定めるところとする。

(代議員の任務)

第 3 条 代議員は、番町自治会を代表して自治連合会総会に参加し、意見を述べ、採決に加わるものとする。なお、総会での代議員の代理は認めない。

(規定の改廃)

第 4 条 この規定の改廃は理事会に諮り、評議員会の承認を受けなければならない。

(附 則)

1. この規定は、平成 29 年 1 月 1 日に制定し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。